

本部長指示事項

令和8年9月5日
沖縄県災害対策本部長

沖縄本島北部地方において、今般、気象庁より線状降水帯直前予測が発表され、非常に激しい雨が同じ場所で降り続き、住家の浸水や土砂災害の発生など命に危険が及ぶ災害発生の危険度が非常に高まるおそれがあることから、各本部員に次のとおり指示する。

- 1 気象警報や線状降水帯の発生情報など気象庁が発表する最新の気象情報を常に確認し、可能な限り、事前の災害予防を直ちに講じること。
- 2 引き続き、大雨による被害情報の把握に努め、特に、人的被害など重大な被害を覚知したときは、速やかに必要な対応をとるとともに、直ちに報告すること。
- 3 国、市町村及び防災関係機関等と連携し、沖縄本島北部地方の県民等に対し、利用可能なあらゆる手段をもって、命を守るため、身の安全を守る呼びかけを行うこと。また、県民等が自らの命を守るにあたって、適切な判断ができるよう、情報提供に努めること。